

平成31年 3月25日 開 会

平成31年第2回

農 業 委 員 会 会 議 録

つるぎ町農業委員会

つるぎ町農業委員会会議録（平成31年 第2回）			
収 集 場 所	徳島県美馬郡つるぎ町貞光字東浦 1-3 町役場分庁舎 2階会議室		
開 会 時 間	平成31年	3月25日（月）	午後 1時30分
閉 会 時 間	平成31年	3月25日（月）	午後 2時00分

出席及び欠席委員							
職 名	氏 名	出	欠	職 名	氏 名	出	欠
会 長（2番）	坂本 誠治		○	委 員（7番）	丸本 昭	○	
職務代理（8番）	堀部 勝博	○		委 員（9番）	藤村 晃	○	
委 員（1番）	三反田 哲雄	○		委 員（10番）	小栗 利文	○	
委 員（3番）	岡本 伸清	○		委 員（11番）	桑平 稔	○	
委 員（4番）	浅川 虎夫	○		委 員（12番）	松岡 和夫		○
委 員（5番）	塩田 勇	○		委 員（13番）	小倉 正		○
委 員（6番）	柴田 純二	○		委 員（14番）	西岡 勝幸	○	

議事録署名委員	3番 岡本 伸清	11番 桑平 稔
---------	----------	----------

職務のため会議に出席した者職氏名	つるぎ町農業委員会事務局長 宮本 雅章 つるぎ町農林課 榎地 誠
説明のため会議に出席した者職氏名	

付 議 事 件	別紙のとおり
---------	--------

# 付 議 案 件

日 程 第 1 会議録署名委員の指名について

日 程 第 2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画による利用権設定について

議案第3号 非農地通知について

日 程 第 3 その他

## 会 議 の 経 過

事務局長 それでは、皆様おそろいのようなので、ただいまから平成31年第2回農業委員会を始めさせていただきます。

本日、3名の委員さんが欠席ではありますが、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定によりまして、成立していることを、ご報告申し上げます。

坂本会長さんは、まだ体調が回復しておりませんので、堀部副会長に職務代理をお願いしております。

それでは、堀部職務代理より挨拶と議事の進行をよろしくお願いいたします。

議 長 一言、ご挨拶を申し上げます。

桜の開花も近づきまして、日ましに温もりを感じるこの頃ですが、委員の皆様におかれましては、先般、会議のご案内を差し上げましたところ、公私共に大変お忙しい中、ご出席賜りまして本会議が開催できますこと厚くお礼申し上げます。

本日の案件はお手元の議案書のとおり、「日程第3」まででございます。

慎重審議を賜りまして、全案件のご承認をいただけますと伴に、本会がスムーズに進行できますよう、みなさまのご協力をお願い申し上げます。

それでは、早速ですが議事に入らせていただきます。

なお、座っての進行と、させていただきます。

議 長 「日程第1会議録署名委員の指名について」お諮りを致します。会議規則第18条によりまして、私より指名してよろしいでしょうか。お諮りをいたします。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認めます。それでは指名させていただきます。

「3番」さん、「11番」さん、ご指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

### (3 条)

議 長 続きまして「日程第2議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局長 座って説明させていただきます。

議案書の1~2ページと、会議資料の1ページ~43ページまでを順次お開き下さい。

「議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について」です。今回の申請は、3件でございます。

1件目、譲渡人が「●●●●●」さんから、譲受人が「●●●●●」さんで、申請地は、「半田字西久保93番の田、1,110㎡、同じく西久保99番の田、455㎡」の土地を売買による所有権移転でございます。

2件目、譲渡人が「●●●●●」さんから、譲受人が「●●●●●」さんで、

申請地は、「半田字木ノ内 53 番 2 の畑、723 m<sup>2</sup>」の土地を売買による所有権移転でございます。

3 件目は 2 ページ目になります。

3 件目、譲渡人が「●●●●●」さんから、譲受人が「●●●●●」さんで、申請地は、「貞光字太田東 40 番・畑、面積 649 m<sup>2</sup>、同じく太田東 47 番・畑、588 m<sup>2</sup>、同じく 51 番 1・畑、687 m<sup>2</sup>、同じく 71 番 1・畑、420 m<sup>2</sup>、同じく 71 番 2・畑、405 m<sup>2</sup>、同じく 75 番 1・畑、411 m<sup>2</sup>、同じく 77 番・畑、388 m<sup>2</sup>、同じく 79 番 1・畑、299 m<sup>2</sup>、同じく 81 番・畑、580 m<sup>2</sup>、同じく 211 番・畑、229 m<sup>2</sup>、同じく 386 番・畑、273 m<sup>2</sup>、同じく 388 番・畑、166 m<sup>2</sup>の合計 12 筆、5,095 m<sup>2</sup>」の土地を親子間の贈与による所有権移転でございます。

以上、3 条申請、3 件については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。順次、担当委員さんの意見をお願いいたします。No.1 の申請については、4 番委員さんの担当地区となっておりますので、よろしく申し上げます。

4 番委員 No.1 の申請地について報告いたします。3 月 20 日に事務局と現地確認をしました。

申請地については、会議資料 9 ページの位置図にありますように、半田中学校より県道上蓮小野線を 150m 程南に進むと井上組の資材置場がありそこから西へ 100m 程進んだ所ある土地でございます。

譲受人は、規模拡大をするため自宅近隣の農地を探しており、譲渡人も買受人を探しており、双方の間で売買の話が整ったので申請があがったようです。

権利取得後は、出荷用露地なすを栽培する計画となっております。なお、消毒は農協指定の薬剤を使用し、近隣への悪影響がない様に注意し、またその恐れが有る場合は責任をもって善処する旨、附記されております。

農地利用でございますので問題はないかと思っておりますので、よろしくお願い致します。続きまして、No.2 についても、報告いたします。

4 番委員 No.2 の申請地について、3 月 20 日に事務局と現地調査を行いましたので、報告いたします。

申請地は会議資料 18 ページにありますように、半田支所より東へ 300m 程進みますと、譲受人宅があり北隣に申請地がございます。

申請地は譲受人の北側に隣接しており、柿畑として利用されていたが、近年は譲渡人の労力不足等により剪定もされず休耕状態であり、申請地への進入路もないので、この度、双方の間で売買の話が整ったので申請があがったようです。

権利取得後は既存の柿木を手入れし、茶・果樹等を植え盆栽・苗木を仮植して全体を利用する計画となっております。農地利用でございますので問題はないかと思っておりますので、ご承認の程、よろしくお願い致します。

議 長 No.1、No.2 について、報告がありました。ご異議、ご意見ございませんか、お諮りを致します。

各委員 異議なし。

議長 ご異議がないようですので、議案第1号のNo.1、No.2については、承認することに決定致します。

議長 続きまして、No.3の申請について、10番委員さんに調査して頂いていますので、よろしくお願いします。

10番委員 この申請地について報告いたします。3月20日に事務局と現地確認をしました。

申請地については、会議資料43ページの位置図にありますように、太田東にございます、若者定住宅近隣に申請者宅がありその付近に9筆、太田中央集会所に2筆、集会所より北へ150m程入った所に1筆ございます。

この度、譲渡人は、休日は両親の手伝いをしておりましたが、退職後には農業をする意思を持っており双方の間で贈与の話が整ったので申請があがったようです。

権利取得後は、25ページの営農計画書にありますように、40番、47番、51番1、79番1、211番、386番、388番の休耕地は重機を借入れ開墾し40番、47番、51番1に栗、79番1、211番、386番、388番にみかんを植栽する計画となっております。

農地利用でございますので問題はないかと思っておりますので、よろしくお願い致します。

議長 この申請地につきましてただいま、担当委員より報告がありました。ご異議、ご意見ございませんか、お諮りを致します。

各委員 異議なし。

議長 ご異議がないようですので、議案第1号のNo.3については、承認することに決定致します。したがって、「議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について」は、すべて承認することに決定致します。

#### 利 用 権

議長 続きまして「日程第2議案第2号 農用地利用集積計画による利用権設定について」を議題と致します。

事務局の説明をお願いします。

事務局長 それでは、議案書の3~4ページ並びに会議資料の44~55ページを順次お聞き下さい。「農用地利用集積計画による利用権設定について」今回は、再設定3件、新規2件でございます。

1件目、「●●●●●」さんから「●●●●●」さんに、半田字田井477番1の畑、382㎡、同じく475番1の田、600㎡、同じく476番1の畑、250㎡、同じく329番1の田、834㎡、を使用貸借権5年の再設定です。作目は野菜となっております。

次に、「●●●●●●」さんから「●●●●●●」さんに、貞光字浦山 353 番 1 の畑、1,081 ㎡を使用貸借権 5 年の再設定です。作目はユズとなっております。

次に、「●●●●●●」さんから「●●●●●●」さんに、貞光字浦山 377 番の畑、701 ㎡、同じく 355 番 2 の畑、418 ㎡を使用貸借権 5 年の再設定です。作目はユズです。

次に、「●●●●●●」さんから「●●●●●●」さんに、貞光太田東 67 番 1 の畑、1,241 ㎡を使用貸借権 2 年の新規設定です。作目は野菜です。場所は、太田東にあります。貸付人宅の北隣となっております。(P54)

次に「●●●●●●」さんから「●●●●●●」さんに、貞光字吉良 338 番 2 の畑、105 ㎡、同じく 338 番 1 の畑、23 ㎡、同じく 336 番の畑、366 ㎡、同じく 485 番の田、267 ㎡、同じく 337 番の畑、1,236 ㎡、同じく 380 番の畑、856 ㎡、同じく 466 番の畑、568 ㎡、同じく 447 番 1 の畑、350 ㎡、同じく 446 番 1 の畑、588 ㎡、同じく 440 番 1 の畑、796 ㎡、同じく 469 番の畑、687 ㎡、同じく 471 番の畑、707 ㎡、同じく 286 番の畑、740 ㎡、同じく 479 番の田、423 ㎡、同じく 472 番の畑、651 ㎡を使用貸借権 10 年の新規設定となっております。

作目は、338 番 2、338 番 1、485 番、469 番、471 番、479 番、472 番、466 番、447 番 1、446 番 1 は野菜を作付け、336 番、337 番、286 番、380 番はユズ、440 番 1 はお茶を作付けすることとなっております。

場所は、端山にあります。四国電力吉良発電所よりそこから、県道 258 号を 2.3Km 進むと貸付人宅があり、その周辺に 13 筆あり、さらに吉良エドヒガン桜方面に進むと 2 筆ございます。(P55)

以上、再設定 3 件、新規設定 2 件、合計 13,870 ㎡でございます。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議 長 事務局より説明が終わりました。

只今の「農用地利用集積計画による利用権設定について」ご質疑・ご意見はございませんか、お諮り致します。

各 委 員 異議なし。

議 長 ご異議がないようでございますので、日程第 2・議案第 4 号「農用地利用集積計画による利用権設定について」は、承認することに決定致します。

#### (非農地通知)

議 長 次に、日程第 2・議案第 3 号、「非農地通知について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案書の 5 ページと会議資料の 56~60 ページを順次お開き下さい。「非農地通知について」でございます。

申請については、申請人が、「●●●●●●」さん、でございます。

申請地につきましては「貞光字馬出 66 番 3 で登記地目は畑・面積については、222 ㎡」の土地でございます。

3 月 20 日に、6 番委員さんと、事務局とで現地を確認しました。

申請地ではありますが、資料の 60 ページの位置図にありますように、貞光駅から県道 126 線を 270m 程西へ進むと申請人の祖母宅があります。申請地は、祖母宅の裏北隣にあります。

申請地は、58 ページから 59 ページの写真にありますように、平成 22 年に耕作していた祖母が亡くなり、相続を受けた父親も平成 28 年に亡くなり相続を受けた申請者も埼玉県に在住しており、帰ってくる予定もなく今後農地利用すること無いとの事です。

以上、周囲の状況等からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれます。 以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。只今の「非農地通知について」、ご質疑・ご意見はございませんか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議がないようでございますので、日程第 2・議案第 4 号「非農地通知について」は、承認することに致します。

(その他)

議 長 次に、「日程第 3 その他」について、議題といたします。

事務局長 事務局方から何点か事務連絡をさせていただきます。

1. 報酬について
2. 農業委員の活動実績四半期報告
3. この後、4 月からゆうゆう館で雑穀パンを提供するので、委員さんに試食し、感想を頂きたいので少しお待ち下さい。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、只今事務局から説明のありました件について、ご意見等ございませんか。

各 委 員 異議なし

議 長 これで本日の議題はすべて終了致しました。長時間、慎重審議いただきまして有難うございました。

以上をもちまして本会を閉じることに致します。

終 了 午後 2 時 00 分

平成 31 年 3 月 25 日

つるぎ町農業委員会 職務代理 堀 部 勝 博

上記会議録は、真正であることを認め署名する。

議事録署名者 3 番委員

議事録署名者 11 番委員